

安全運転管理者等の選任について

道路交通法では、自動車の使用者に対して、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者、副安全運転管理者を選任する義務について定めています。規定の台数を保有している場合は、速やかに、事業所の所在地を管轄する警察署へ、安全運転管理者等の選任の届出を行ってください。

安全運転管理者の選任義務（道路交通法第 74 条の 3 第 1 項）

自動車の使用者は、安全運転に必要な業務を行わせるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、安全運転管理者を選任しなければなりません。

【罰則】選任しなかった場合 50 万円以下の罰金（法人等両罰）

【管理者の選任を必要とする自動車の台数】 道路交通法施行規則第 9 条の 8

・乗車定員 11 人以上の自動車の場合… 1 台以上 

・その他の自動車の場合… 5 台以上 

※大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ 0.5 台として計算します。 

50cc の原付バイクは管理台数に含みません。

台数の計算は、副管理者を選任する場合も同じです。

副安全運転管理者の選任義務（道路交通法第 74 条の 3 第 4 項）

自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、規定の台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければなりません。

【罰則】選任しなかった場合 50 万円以下の罰金（法人等両罰）

【副管理者の選任を必要とする自動車の台数と副管理者の人数】 道路交通法施行規則第 9 条の 11

自動車の台数	19台まで	20台～39台	40台～59台	60台～79台	80台～99台	100台～119台	以降20台ごとに
副管理者数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	1人追加

安全運転管理者等の届出義務（道路交通法第 74 条の 3 第 5 項）

自動車の使用者は、安全運転管理者（副安全運転管理者）を選任したときは、選任した日から 15 日以内に所定の事項を自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署に届出しなければなりません。解任の場合も同様です。

【罰則】届出しなかった場合 5 万円以下の罰金（法人等両罰）

【届出書類】 資格要件を確認するための書類として①～④を、管轄警察署（交通課）又は電子申請により提出してください。

① 安全運転管理者等に関する届出書

② 安全運転管理実務経歴証明書（資格要件のうち、「運転管理の実務経験」を証明）

※ 副安全運転管理者の届出で、資格要件が「3 年以上の運転経験」の場合は不要

③ 運転免許証（表裏）のコピー又はマイナ免許証の免許情報印刷物（免許がない場合：発行1か月以内の住民票の写し）

④ 運転記録証明書（有料、自動車安全運転センター発行1か月以内のもの、3年間又は5年間のもの）

安全運転管理者の資格要件（道路交通法施行規則第9条の9第1項）

- ① 20歳以上の者（ただし、副安全運転管理者を選任しなければならない場合は30歳以上）
- ② 2年以上の運転管理の実務経験を有する者
※ 過去の安全運転管理者等としての経験の他、事業所内での運転管理に関する経験（車両管理担当、安全指導担当、安全運転管理者等の補助等）を含む。
- ③ 過去2年以内に公安委員会の安全運転管理者等の解任命令を受けたことのない者
- ④ 過去2年以内に次の違反行為をしたことのない者
 - ・ ひき逃げ、無免許運転、酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転
 - ・ 無免許運転に関し、車両の提供・車両への同乗
 - ・ 酒酔い・酒気帯び運転に関し、車両の提供・酒類の提供、車両への同乗
 - ・ 自動車使用制限命令違反
- ⑤ 過去2年以内に次の違反を下命・容認したことのない者
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許・無資格運転、最高速度違反運転、積載制限違反運転、放置駐車違反



副安全運転管理者の資格要件（道路交通法施行規則第9条の9第2項）

- ① 20歳以上の者
- ② 1年以上の運転管理の実務経験又は3年以上の運転経験を有する者
- ③・④・⑤は安全運転管理者の場合と同じ

安全運転管理者の業務（道路交通法第74条の3第2項、第3項）

管理下の運転者に対して、国家公安委員会が作成・公表する「交通安全教育指針」に従った交通安全教育や、内閣府令で定める安全運転管理業務を行わなければなりません。

【内閣府令で定める安全運転管理業務】 道路交通法施行規則第9条の10

- ① **運転者の適性等の把握**
運転者の適性、技能、知識や法令の遵守状況を把握するための措置を講ずること。
- ② **運行計画の作成**
最高速度違反、過積載、過労運転等を防止し、安全な運転の確保に留意した運行計画を作成すること。
- ③ **交替運転者の配置**
長距離や夜間に運転する場合、疲労等で安全な運転を継続できないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- ④ **異常気象時等の安全運転の確保**
異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に必要な指示や安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
- ⑤ **点呼・日常点検等による安全運転の確保**
運転者に対し、点呼を行う等して、自動車の点検の実施や過労、病気等の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- ⑥ **運転者に対する酒気帯びの有無の確認**
運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行うこと。
- ⑦ **酒気帯び確認内容の記録保存及びアルコール検知器の常時有効保持**
前号6の規定による確認内容を記録し、その記録を1年間保存すること。
また、アルコール検知器を常時有効に保持すること。
- ⑧ **運転日誌の備え付けと記録**
運転者名、運転の開始と終了の日時、運転距離、その他運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させること
- ⑨ **運転者に対する安全運転の指導**
運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと